

令和8年度第2のふるさとづくりの推進に関する 業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度第2のふるさとづくりの推進に関する業務

2 業務の目的

大阪・関西万博の開催やデスティネーションキャンペーンの本県開催など、観光分野における注目の高まりを好機と捉え、観光と移住が連携し、「交流人口」を「関係人口」へと発展させ、さらにその先の二地域居住や移住・定住につなげるため、継続的かつ多頻度な来訪を促す「第2のふるさとづくり」を推進する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の上限額

8,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託者（業務発注者）

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議 会長 村岡 嗣政（以下「委託者」という。）
（事務局：山口県総合企画部中山間・地域振興課）

6 受託者（業務受注者）

所定の契約手続きにより、委託者と業務委託契約を締結し、本業務委託仕様書等に定める委託業務を委託者から受託し実施する者（以下「受託者」という）

7 業務の実施方針

- ・本業務は、継続的かつ多頻度な来訪を促す体験型プログラムの実施を主要な業務とし、本県の関係人口窓口である「山口つながる案内所」（東京都中央区日本橋 おいでませ山口館内）及び移住相談窓口である「やまぐち暮らし・しごと東京支援センター」（東京都千代田区有楽町 ふるさと回帰支援センター内）と緊密に連携を図り、一体となって業務を推進すること。
- ・本業務におけるターゲットは、本県の転出入の状況を踏まえて、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県）、福岡及び広島県に在住する若者や女性とする。
- ・本業務の遂行における情報発信にあたっては、別途、委託者が委託契約する「令和8年度移住促進に向けたコンテンツの企画・運営及びデジタルマーケティング等に関する業務」受託者と連携、協力して実施すること。
- ・また、別途、委託者が契約する情報発信サービス等、委託者の有するリソースを最大限活用することとし、必要に応じて、市町や地域団体等とタイムリーな情報共有を図るよ

う努めること。

【参考】委託者が別に契約する情報発信サービス

サービス等名	内容等
専用WEBサイト	○山口つながる案内所 (https://www.ymg-tunagaru.jp/) ・コンテンツ管理システム (WordPress) ・会員管理システム (Salesforce)
SNS	○Facebook (@ymg.tunagaru.annaisho) ○Instagram (@ymg.tunagaru)

8 業務の内容

地域の課題解決・活性化を図るために都市部人材（関係人口）の活用を望む地域プログラムの実施や、第2のふるさとづくり応援交通費補助金を活用した来県促進等により関係人口の創出・拡大を図ること。

(1) 体験型プログラム（第2のふるさとづくりプログラム）の実施支援

- ・都市部にいながら多様な形で地域に関わる関係人口の継続的かつ多頻度な来訪を促し、地域や人とのつながりを深めることを目的に、市町や地域団体等を主体とする体験型プログラム（以下「プログラム」という。）の実施を支援すること。
- ・プログラムの実施地域は、4地域程度とし、事務局が市町を通じて希望調査を行い、受託者と協議の上、決定する。
- ・プログラムは、地域や人との関係性の深化につながるような体験をテーマとした内容とし、年度を通じた継続的な来訪機会とするため、1プログラム3回程度、複数回実施すること。
- ・1地域の県外からの受入人数は10人程度を目標とすること。
- ・地域団体等が都市部人材を受け入れる際に要する経費等、プログラム実施に係る経費を1,000千円程度負担すること。
- ・プログラム実施に係る経費の支出について、詳細は別途事務局と協議すること。
- ・プログラムの実施に当たっては、市町、地域団体等と調整を図り、万全を期すること。
- ・プログラム実施地域が決まったら、速やかに市町、地域団体等に対して、スケジュールや経費支出などプログラムの計画について、ヒアリングを行うこと。ヒアリングは原則、実施地域にて行うこと。
- ・プログラム当日は、現地にて、市町、地域団体等、参加する都市部人材等のサポートを行うこと。
- ・プログラム実施後は、プログラムの参加者に対して、地域との今後のかかわり方や移住に対する考え等についてアンケートを実施し、プログラム参加前後の意識

変容等、プログラムの事業効果を把握・分析し、報告すること。

- ・プログラムの参加者募集及び実施報告に係る記事を作成し、委託者が別に契約する専用WEBサイト「山口つながる案内所」やSNS等（以下、これらの情報発信手段を総称して「専用WEBサイト等」という。）への掲載・投稿について、「令和8年度移住促進に向けたコンテンツの企画・運営及びデジタルマーケティング等に関する業務」受託者の助言に応じ検討し、連携、協力して実施するとともに、自社の有するリソースを活かして情報を発信すること。
- ・プログラム実施後も、地域とプログラム参加者による継続的な関係構築をサポートし、アフターフォローを図ること。

（2）会員登録の促進

- ・幅広い都市部人材の呼び込み、県内地域の取組の発信に努めるとともに、専用WEBサイトにおいて稼働している関係人口の登録システム（<https://www.ymg-tunagaru.jp/project-form>）（以下「登録システム」という。）に誘導して会員登録の促進を図ること。
- ・登録促進による会員登録数の目標は、310名以上とする。
- ・登録者の居住地が偏らないよう工夫すること。

（3）第2のふるさとづくり応援交通費補助金を活用した市町等事業の支援

- ・委託者が別に実施する「第2のふるさとづくり応援交通費補助金」を活用して市町や地域団体等が独自に行うマッチング事業について、委託者が別に契約する「令和8年度移住促進に向けたコンテンツの企画・運営及びデジタルマーケティング等に関する業務」受託者の助言に応じ検討し、連携、協力して情報発信するとともに、必要な支援を行うこと。

（4）事前合同説明会の実施

- ・体験型プログラムへの参加募集を目的とした合同事前説明会を開催すること。プログラム実施地域の地域団体等が参加ターゲットとする都市部人材等に対して、直接説明を行い、プログラムへの参加を呼びかける機会とする。
- ・説明会の参加者募集及び実施報告に係る記事を作成し、委託者が別に契約する「令和8年度移住促進に向けたコンテンツの企画・運営及びデジタルマーケティング等に関する業務」受託者の助言に応じ検討し、連携、協力して実施するとともに、自社の有するリソースを活かして情報を発信すること。

（5）オンラインシンポジウムの実施

- ・体験型プログラムの成果報告とプログラムの県内他地域への波及・横展開を目的としたシンポジウムをオンラインにより開催すること。
- ・プログラム実施地域の地域団体等による成果報告及び地域とプログラム参加者による交流に加えて、関係人口の創出・拡大等に取り組む有識者・先駆者等をゲスト

トとするなど、今後、プログラムに参加する者だけでなく、プログラムを実施する地域にとっても参考となるよう企画を工夫し、第2のふるさとづくりの取組が広く周知されるイベントとなるようにすること。

(6) 関係人口等への取材記事の作成

- ・プログラムへの参加者をはじめ都市部等に居住しながら関係人口として継続的に県内地域に関わる人や、県内地域において関係人口や移住者を受入れ、支援を行う人等を対象に3名程度にインタビューを行い、記事を作成すること。
- ・作成した記事は、専用WEBサイト等に掲載・投稿すること。
- ・取材候補者は、受託者においてリストアップした上で、事務局と協議により決定する。

[※専用WEBサイト等の運用にあたっては、以下の方針により行うこと。]

- ・業務委託終了後も委託者が継続して運営していくことを前提に、適切に運用すること。
- ・掲載、投稿する記事については、閲覧者にとって「見やすい」、「分かりやすい」、「魅力的な」ものとする。

9 成果物の提出

- (1) 成果報告書（A4版）5部
- (2) 成果報告書を電子ファイル化したもの（USBメモリ等）一式

10 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）のとおりとする。

11 実施体制

- (1) 契約締結後、速やかに事務局と協議を行い、業務内容について十分な理解を図るとともに、履行期間においても定期的に協議を行うこと。
- (2) 受託者は、具体的な実施内容を取りまとめた業務計画書を委託契約締結後、速やかに作成し、事務局に対し内容の説明を行い、了解を得ること。
- (3) 受託者は事業実施に当たり、総合調整役となる総括責任者を配置し、調整を図ること。
- (4) 受託者は、総括責任者を中心に、業務遂行を円滑に実施するための内部体制を整備すること。
- (5) 受託者は、業務に係る日報等により活動内容について記録すること。
- (6) 事業実施に当たり生じた調整事項やトラブル等は直ぐに報告し、事務局と連携し責任をもって対応すること。
- (7) 受託者は、関係人口に関連する情報収集、委託者への情報提供を積極的に行うこと。

12 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により委託者の承認を得た場合はこの限りではないこと。
- (2) (1) により委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取ること。
- (3) (1) により委託者が承認した場合であっても、受託者は、委託者に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うこと。

13 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、事務局と受託者において協議の上、決定する。また、本業務の最終的な業務委託の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は、受託者と協議の上、事務局が作成する。
- (2) 本業務により得られた成果、情報（個人情報含む）等は、事務局に帰属する。
- (3) 本業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用等の一切の経費、及び本仕様書に基づく業務の実施に当たり必要と認められる経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

14 特記事項

- ・天災等により、業務委託内容や委託料（減額）等の見直す必要が生じた場合は、適宜、委託者と協議の上、変更契約等の対応を行うこと。